

おひさ かわら版

No.137
平成30年1月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



1月の予定

日	月	火	水	木	金	土
30	1 元旦	2	3	4 社会保険料納付 国民健康保険税	5	6
7	8 成人の日	9	10 源泉徴収税 住民税(特)	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22 源泉徴収税 (特例)	23	24	25	26	27
28	29	30	31 社会保険料 国民健康保険税 固定資産税	1	2	3

謹賀新年



皆様には、輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

本年は、戌年。前向きに地道な努力を重ねることが出来るかどうかで、運気が大きく変わるといわれています。

結果が良ければ益々良く、悪ければなお悪く、明暗が分かれることになるそうです。

良い一年にするためには、目標に向かって努力をすることでしょうか？

配偶者控除と社会保険の扶養について

平成30年1月から配偶者控除が103万円から150万円に拡大されますが、これは所得税に限られたことです。

所得税の税制上の要件に該当する扶養と、社会保険(年金・健康保険)の要件に該当する扶養は異なります。

社会保険では、年収130万円を超えると社会保険の扶養から外れ、配偶者自身の社会保険料負担になります。

所得税が年収150万円に拡大されても、社会保険の扶養要件においては、年収130万円に変更はありません。

社会保険の扶養になっている配偶者の方は、注意して下さい。

◆ 1月4日

- 社会保険料の納付期限 (健保・厚生年金) 11月分
- 国民健康保険税 第6期分

◆ 1月10日

- 源泉所得税/復興特別所得税 12月分
- 住民税特別徴収税納付 12月分

◆ 1月20日

- 源泉所得税/復興特別所得税 (納期の特例) 7月~12月分

◆ 1月31日

- 社会保険料の納付期限 (健保・厚生年金) 12月分
- 国民健康保険税 第7期分
- 固定資産税 第5期分

1月5日から通常営業となります。

本年も変わらぬご愛顧の程
宜しくお願い申し上げます。